

# 犯罪被害者等に対する見舞金の支給について

令和5年1月1日、足利市犯罪被害者等支援条例を施行します。

条例の中の大きな施策の一つとして見舞金制度があります。これは、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方に一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金を支給するものです。

## 見舞金支給対象となる犯罪被害

殺人、強盗致死傷、傷害、強姦性交等致死傷、危険運転致死傷など人の生命または身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡又は重傷病をいいます。

## 見舞金支給対象となる犯罪被害者

犯罪被害に遭われたときにおいて、足利市住民基本台帳に登録されている方（足利市民）  
※但し、震災避難者、DV、ストーカー、虐待等により避難している方でその事実が確認できる方の場合は、住民基本台帳に登録されていなくても支給の対象となる場合があります。

## 見舞金の種別

### 遺族見舞金

支給額：30万円

#### 支給を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、  
**第1順位遺族**となる方**1名**（第1順位遺族が複数いる場合は**代表者を選任**）

#### 支給を受けられる遺族順位

＜第1順位＞ 配偶者（内縁を含む）

#### ＜第2～6順位＞

被害者の収入で生活をしてきた

②子（養子縁組の届出はしていないが同様の事情にあったものを含む）

③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

#### ＜第7～11順位＞

被害者の収入で生活をしてきた以外の

⑦子（養子縁組の届出はしていないものは含まない） ⑧父母

⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

### 重傷病見舞金

支給額：10万円

#### 支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った**被害者本人**

#### 「重傷病」とは

次のいずれも満たすこと

① 犯罪行為による負傷又は疾病であること

② 療養の期間が1か月以上であること

※精神疾患の場合は療養の期間が1か月以上かつ3日以上  
労務に服せない程度

③ 医師又は歯科医師の診断書があること

※上記②の内容の記載があるもの

④ 警察に被害届が受理されていること

## 申請の制限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の**発生を知った日から1年以内**  
又は

死亡若しくは重傷病が**発生した日から2年以内**

## 見舞金の申請に必要な書類

### 遺族見舞金

#### 全員必要なもの

##### ① 死亡診断書・死体検案書など

死亡の事実及び死亡年月日を証明できる書類

##### ② 戸籍の謄本又は抄本など

亡くなられた方との続柄が分かるもの

##### ③ 住民票の写しなど

犯罪発生時に市民であることを証明できるもの

##### ④ 申請者の身分証の写し

##### ⑤ 見舞金の振込口座の写し

#### 該当する場合

##### 事実上婚姻関係と同様の事情 又はパートナー関係にあった方

その事実を確認することができる書類

##### 配偶者以外の方

第1順位遺族であることを証明できる書類

##### 被害者の収入によって生計を維持 していた被害者の子に当たる方

犯罪行為が行われたときに被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

### 重傷病見舞金

##### ① 医師または歯科医師の診断書

負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

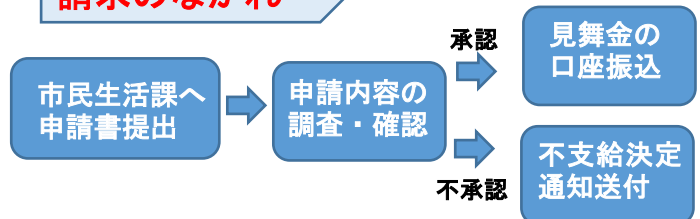
##### ② 被害届が警察署に提出されていることを 証明する書類

被害届が受理されていることが分かるもの

##### ③ 申請者の身分証の写し

##### ④ 見舞金の振込口座の写し

### 請求のながれ



※下記「見舞金の返還を求める場合」「見舞金の支給対象外となる場合」参照。

## 見舞金の返還を求める場合

- 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき
- 条例又は規則の規定に違反したとき

## 見舞金の支給対象外となる場合

- 被害者と加害者との間に夫婦、直系血族、3親等内の親族関係がある場合  
※事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナー関係を含む。
- 被害者又は第一順位遺族に、犯罪行為を教唆や幫助したり、過度の暴行または脅迫、重大な侮辱その他犯罪行為を誘発する行為や著しく不正な行為があった場合
- 犯罪行為の容認、足利市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は密接交際者に該当する場合
- 犯罪行為に対する報復として、加害者やその親族等の生命・身体に重大な害を加えた場合
- その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

総合窓口

足利市役所生活環境部市民生活課

電話 0284-20-2111

メール seikatsu@city.ashikaga.lg.jp

